

## 第2号議案 基金償却積立金取崩しの件

第1号議案における350億円の基金の再募集も踏まえ、今後の基金償却にあらかじめ備えるため、保険業法第57条第1項の規定に基づき、基金償却積立金の取崩しを行いたいと存じます。

### (1) 取崩しをする基金償却積立金の額

基金償却積立金 300 億円

注. 本件取崩しは、第61回定時総代会において決議された第3号決議に基づく1,000億円の基金償却積立金の取崩しに追加して、300億円の基金償却積立金の取崩しを行うものであります。

### (2) 基金償却積立金の取崩しが効力を生ずる日

平成21年2月2日（予定）

注. 基金償却積立金の取崩しが効力を生ずるには、保険業法に規定する保険契約者の異議の申し立てが所定の要件を充たさず、かつ、内閣総理大臣の認可を取得することが必要となります。内閣総理大臣の認可が平成21年2月2日後となった場合、内閣総理大臣の認可を取得した日の翌営業日を効力発生日とさせていただきます。